

ジオラマ用ビデオ（DVD）の映像使用について

財団法人大日本蚕糸会（以下「蚕糸会」という。）が全国3カ所に設置している常設の「純国産絹製品PRコーナー」において放映している「ジオラマ用ビデオ」（「がんばれ日本の絹」）を、純国産絹マーク及び純国産絹製品等の普及啓発の促進（社員の研修、販売促進等）として利活用する場合、下記の要件を満たしていることを条件に、映像の使用を認めることとします。

記

1 使用を認める者

ジオラマ用ビデオの映像使用者は、以下のいずれかに適合する者であり、かつ、下記2の手続きを完了した者とする。

- (1) 蚕糸・絹業提携システム確立グループの責任者（承認申請書を提出中の場合を含む。）
- (2) (1)の責任者の了解を受けた当該グループの構成員又は関係者
- (3) 試験研究、教育等の機関で、蚕糸会が認める者

2 使用申請等の手続き

ジオラマ用ビデオの映像使用者は、以下の順序で蚕糸会に申請等の手続きを行うものとする。

- (1) 「ジオラマ用ビデオの映像使用申請者」（以下「申請者」という。）は、蚕糸会に別添「ジオラマ用ビデオの映像使用申請書」（別紙様式1）提出し、使用許可を受け、蚕糸会と使用に関する契約（別紙様式2）を締結するものとする。
- (2) (1)により蚕糸会の許可を受けた申請者は、下記の映像製作会社とビデオの製作（編集するのか、単なるDVDの複製なのか等）、ビデオの引渡し、代金及びその支払い等について、個別に協議するものとする。

製作会社：株式会社高崎共同計算センター

ITソリューション事業部システムサポート課

担当者：斎藤 純弥

住 所：〒370-0006 高崎市間屋町3-10-3 間屋町センター第2ビル7F

TEL：027-361-7727 FAX：027-361-7767

なお、代金については、以下のとおりとする。

- ① 単なる複製（ダビング）のビデオ場合：1本から10本までは、本数にかかわらず2万円（1カ所への送料込み）
- ② 再編集を伴うビデオ場合：編集内容について蚕糸会と事前に打ち合わせるとともに、経費は、実費負担とする。（製作会社と編集内容に応じて個別に協議して決める。）

(別紙様式1)

ジオラマ用ビデオ (DVD) の映像使用申請書

番 号
年 月 日

財団法人大日本蚕糸会
会頭 高 木 賢 殿

(申 請 者)
住 所
(電話番号)
名 称
代 表 者 印

財団法人大日本蚕糸会が作成した「純国産絹製品展示・PRコーナー」に設置したジオラマ用ビデオ(「がんばれ日本の絹」)の映像を使用いたしたく、下記により申請します。

なお、申請が許可された上は、別紙様式2の契約を締結致します。

記

- 1 使用目的

- 2 ジオラマ用ビデオの内容及び製作本数
 - (1) 複製(ダビング)のビデオの製作 本
 - (2) 再編集を伴うビデオの製作 本

- 3 ジオラマ用ビデオ使用場所及び責任者等
 - (1) ジオラマ用ビデオ使用場所(名称及び住所(研修場所、小売店等))
 - (2) ジオラマ用ビデオ使用責任者(氏名及び電話)

- 4 再編集を伴う場合は、再編集の内容の概要について記述

(別紙様式2)

ジオラマ用ビデオ (DVD) の映像使用に係る取扱契約書 (案)

財団法人大日本蚕糸会 (以下「甲」という。) と ○○○○ (以下「乙」という。) は、甲が全国3カ所に設置している常設の「純国産絹製品PRコーナー」において放映している「ジオラマ用ビデオ」(「がんばれ日本の絹」) の映像使用に係る取扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 「ジオラマ用ビデオ (DVD)」 (以下「ビデオ」という。) の映像使用に係る契約内容の細部は、乙から甲に提出された「ビデオ映像使用許可申請書」に記載されている

- ① 使用目的、
 - ② ジオラマ用ビデオの内容及び製作本数、
 - ③ ジオラマ用ビデオ使用場所及び責任者等内容記載
- のとおりとする。

(ビデオの製作等)

第2条 乙は、ビデオ制作会社(「株式会社高崎共同計算センター」(群馬県高崎市問屋町3-10-3))とビデオの製作(単なる複製のビデオ又は再編集を伴うビデオ等)、ビデオの引渡し、代金及びその支払い等について、個別に協議するものとする。

(契約期間)

第3条 この契約期間は、契約日から平成26年3月末日までとする。

- 2 契約期間満了以前の契約の解除及び平成26年3月末日以降の契約については、別途協議するものとする。

(ビデオの管理及び使用等)

第4条 乙は、ビデオの管理は善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 ビデオの使用は、ビデオ映像使用許可申請書に記載されている以外の使用又は貸出し等を行わないものとする。
- 3 乙は、甲に無断でビデオの複製(ダビングすること。)をしてはならない。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙がこの契約違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、契約解除された後、ただちに所持しているビデオを廃棄処分するものとする。

(疑義の解決)

第6条 前各条のほか、この契約に疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

東京都千代田区有楽町一丁目9番4号
甲 財団法人 大日本蚕糸会
会頭 高 木 賢 印

乙 ○○○○
○○○○
○○○○ 印